

平成 29 年 9 月 19 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

必須!!!
避難確保計画
作成・避難
訓練の義務

風水害防災研修会及び水防法改正について ～水防法改正 施設・事業所の義務と責任～

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成 29 年 6 月 19 日に改正されました。

そこで、今年度 3 回目の防災研修会は、『風水害発生メカニズム・災害により生じる事態・対策の留意点』を中心にお話しいただき、施設や事業所の立地条件からどのような防災をしなければならないかを考え災害に備えます。また、後半では水害時の避難確保計画の作成方法や避難訓練の実施等お話しいただきます。貴施設・事業所の防災マニュアルを見直す貴重な研修会となりますのでたくさんの参加をお待ちしております。出欠確認をいたしますので、出欠票を FAX にてご返信ください。

記

日 時：平成 29 年 11 月 9 日（木） 午後 2 時～午後 4 時
（受付：午後 1 時 30 分～）

場 所：大阪市立社会福祉センター 3 階 第 1 会議室
大阪市天王寺区東高津町 12-10

参加者：大阪市老人福祉施設連盟 加盟施設職員
管理者・主任・施設防災担当者等

定 員：60 名

講 師：大阪市危機管理室 防災計画担当係長 橋爪 隆幸 氏

内 容：風水害発生メカニズム・災害により生じる事態・対策の留意点
義務化！『避難確保計画の作成・避難訓練』について（目的・内容・手順・実施）等

費 用：無料

締 切：平成 29 年 10 月 26 日（木）



必須!!!
避難確保計画
作成・避難
訓練の義務

第 3 回 防災研修会 風水害防災研修会及び水防法改正について ～水防法改正 施設・事業所の義務と責任～

- ※ 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟事務局まで F A X でお申込み下さい。
- ※ 申し込み期限 平成 29 年 10 月 26 日 (木) 定員になり次第〆切らせていただきます。
- ※ 参加者には、10 月 27 日 (金) 以降に参加券を F A X いたします。

<一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局 F A X 番号>

F A X 0 6 - 6 7 6 5 - 3 6 1 2

研修名 第 3 回 防災研修会 風水害防災研修会及び水防法改正について

施設名 _____

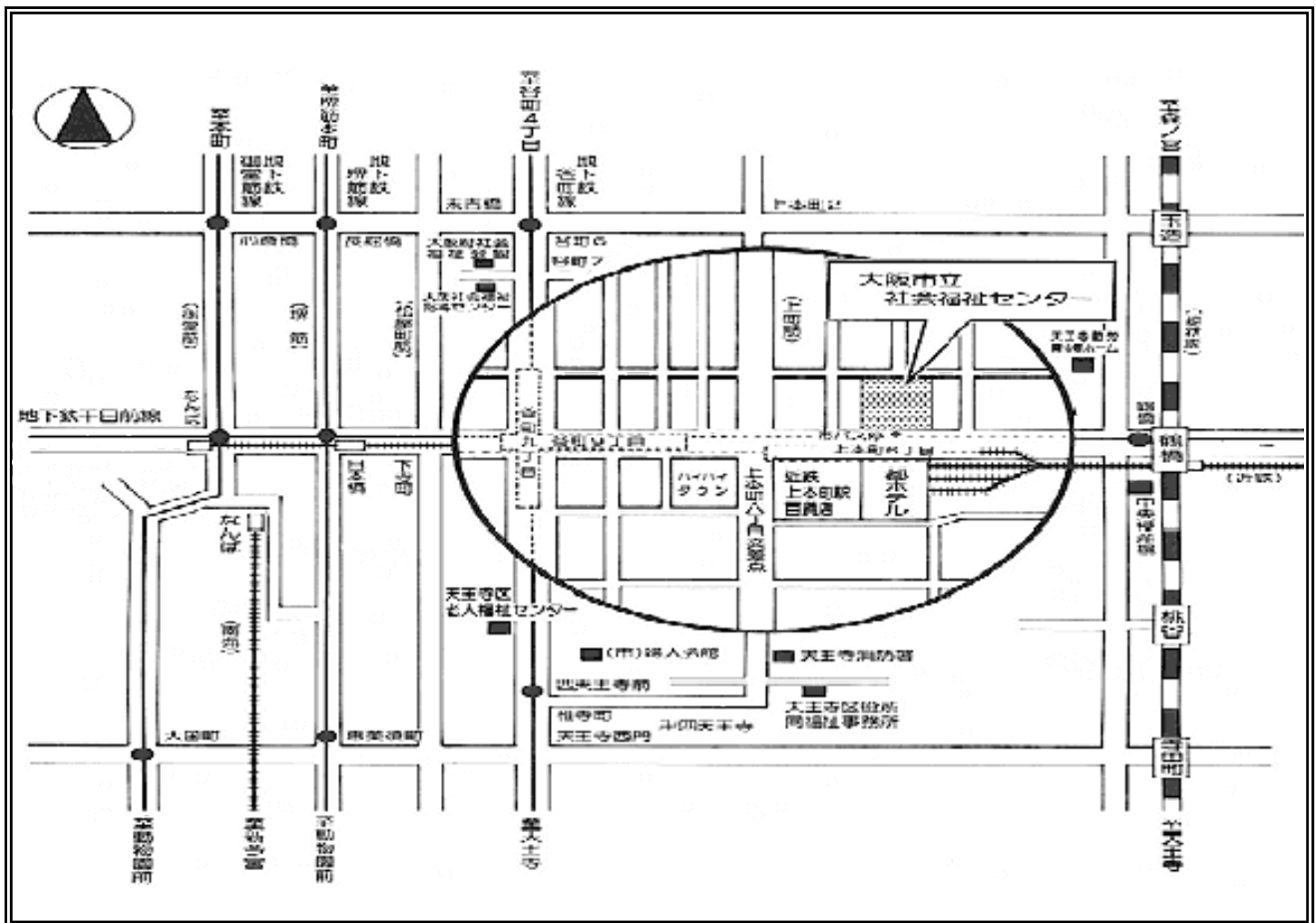
電話番号 _____ F A X 番号 _____

氏名	職 種	備 考
(フリガナ)		
(フリガナ)		

- ※ 研修申込書の情報は、個人情報保護法に基づき、名簿の作成など運営を円滑に行う目的以外に活用致しません。

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
担当者 松下・倉橋
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311 号室
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612

《大阪市立社会福祉センター地図》



◆大阪市立社会福祉センター住所：大阪市天王寺区東高津町 12-10

・近鉄【上本町駅】から	徒歩 約 3 分
・地下鉄【谷町九丁目駅】11番出口	徒歩 約 7 分
・【なんば駅】から地下鉄【谷町九丁目駅】および【近鉄上本町駅】	約 4 分
・【天王寺駅】から 地下鉄(谷町線)【谷町九丁目駅】	約 4 分
・【大阪駅(地下鉄東梅田駅)】から【谷町九丁目駅】	約 10 分

<連絡先>

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟事務局

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10

市立社会福祉センター311

担当：松下・倉橋

TEL：06-6765-3611 FAX：06-6765-3612